（建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件の一部改正）

第一条　建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第九百九十三号）の一部を次のように改正する。

第一号中「（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次のイからハまでのいずれかに該当するものを除く。）」を削る。

第二号中「（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当するものを除く。）」を削る。

第三号を次のように改める。

三　木造、組積造、補強コンクリートブロック造及び鉄骨造のうち二以上の構造を併用する建築物又はこれらの構造のうち一以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造とを併用する建築物であって、次のイからへまでに該当するもの以外のもの（次号イ又はロに該当するものを除く。）

イ　地階を除く階数が三以下であるもの

ロ　高さが十三メートル以下で、かつ、軒の高さが九メートル以下であるもの

ハ　延べ面積が五百平方メートル以内であるもの

ニ　鉄骨造の構造部分を有する階が第一号イ(1)、(3)及び(4)に適合するもの

ホ　鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が前号イ(1)及び(2)に適合するもの

ヘ　第一号イ(5)の規定に適合するもの

第四号中「からハまで」を「又はロ」に、「前号イ又はロ」を「前号イからヘまで」に改め、同号イ及びロ中「二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物以外の建築物であって、」を削り、同号ハを削る。

第五号中「（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分（デッキプレート版を用いた部分以外の部分に限る。）のいずれもが次のイからトまでのいずれかに該当するものを除く。）」を削る。

第六号中「（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当する建築物を除く。）」を削る。

第七号中「（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分（屋根版以外の部分に限る。）のいずれもが第五号イからトまでのいずれかに該当する建築物を除く。）」を削り、同号イからトまでを削る。

第八号中「（二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物であって、当該建築物の部分のいずれもが次のイ又はロに該当する建築物を除く。）」を削る。

（確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件）

第二条　確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式を定める件（平成十九年国土交通省告示第八百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式法第21条の項中「主要構造部」を「主要構造部等」に改め、同様式法第27条の項中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等」に改め、同様式法第67条の２の項中「第67条の２」を「第67条の３」に改め、同様式法第86条の７の項中

令第137条の14	独立部分
令第137条の16	移転

を

に改める。

第二号様式法第21条の項中「主要構造部」を「主要構造部等」に改め、同様式法第27条の項中「耐火建築物又は準耐火建築物」を「耐火建築物等」に改め、同様式法第67条の２の項中「第67条の２」を「第67条の３」に改め、同様式法第86条の７の項中

令第137条の14	独立部分
令第137条の16	移転

を

に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第百八十七号

建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）及び建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（平成二十七年国土交通省令第五号）の施行に伴い、昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件等の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

次に掲げる告示の規定中「第六十八条の二十六第一項」を「第六十八条の二十五第一項」に、「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令」を「建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令」に改める。

一　昇降機の定期検査報告における検査の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十三号）第一第二項

二　遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十四号）第一第二項

三　建築設備等（昇降機及び遊戯施設を除く。）の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成二十年国土交通省告示第二百八十五号）第二第二項

附　則

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

○国土交通省告示第百八十八号

建築士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十二号）の施行に伴い、確認審査等に関する指針等の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月二十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

（確認審査等に関する指針の一部改正）

第一条　確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一第二項第二号の二中「第十条の二第四項」を「第十条の二の二第四項」に改め、同号ロ中「第十条の二第一項」を「第十条の二の二第一項」に改め、同項第二号の三中「第十条の二第四項」を「第十条の二の二第四項」に改め、同号ロ中「第十条の二の二第一項」を「第十条の二の二第一項」に改める。

第二第二項第三号中「第十条の二第四項」を「第十条の二の二第四項」に改め、同号ロ中「第十条の二第一項」を「第十条の二の二第一項」に改める。